

事件主管課における地域警察官作成の捜査書類等の引受方法について

令和6年5月20日、刑企第16号、生企第64号、後期第62号、備一第16号
刑事部長、生活安全部長、交通部長、警備部長から生活安全部内所属
長、刑事部内所属長、交通部内所属長、警備部内所属長、各警察署長宛

【概要】

本通達は、事件主管課が捜査書類等を担当した地域警察官に対し、捜査書類等を管理する警察署の地域幹部を介さずに、直接、事件主管課へ捜査書類等を提出させる場合が想定されることから、その判断基準や事件主管課における引受方法に関する規程がなかったことから、その引受方法について、新たに規定を設けたもの。